

令和8年第2回定例会では、一般会計補正予算をはじめ、市立福岡中学校校舎A棟長寿命化予防改修工事請負変更契約の締結、市総合体育館空調設備設置等工事請負変更契約の締結など、市長提出議案19件及び委員会提出議案1件につ

いて慎重に審議した結果、全て可決されました。また、安全・安心な医療・介護の実現のための人材確保と処遇改善を求める意見書を含む2件の意見書は、いずれも可決となりました。

議案審議

本会議・委員会での質疑をまとめています。



ふじみ野ステラ・セントラル完成予定図

条例改正

賛成多数で可決

文化施設ふじみ野ステラ・セントラル市立文化施設条例の一部改正

旧上福岡西公民館を改修した中央文化施設ふじみ野ステラ・セントラルの開館に向け、文化施設条例に位置付け、管理運営や使用料などを定める条例が可決されました。

問 どのような施設として整備されるのか。

答 ステラ・イーストやステラ・ウェストと同様に、文化芸術と生涯学習の拠点として、地域住民が集い、交流し、継続的な活動が促進される場として整備する。また、開館時間や休館日、貸出時間区分等は既存施設とのバランスを考慮して設定する。

問 市民利用と営利目的利用との違いは。

答 市内の個人や市民団体の利用促進を図る。営

利目的とする利用の使用料は2・5倍、市外在住の利用者は2倍に設定している。また、市内利用者を優先した予約抽選を予定している。

問 使用料設定の考え方は。

答 受益と負担の適正化に向けた使用料算定マニュアルを踏まえて設定した。また、地下ホールは移動観覧席を使用しない場合は料金を半額とし、市民に利用しやすい施設となるよう図っている。

文化や学校施設公園などの環境改善進む

補正予算 全員賛成で可決

福岡中央公園の樹木再整備へ

令和8年度
一般会計補正予算（第2号）

倒木発生を受け、樹木の安全管理を計画的に進め、安心して利用できる公園環境を整えるため、福岡中央公園の樹木再整備計画を前倒しで策定する補正予算が計上されました。

問 樹木再整備計画策定業務委託料を補正予算として計上した経緯は。

答 当初は令和9年度に計画策定に着手する予定であった。しかし、年度当初に国から都市公園樹木の適正管理に関する通知があったこと、昨年8月に福岡中央公園で倒木が発生したことを受け、樹木診断を実施した。その結果を踏まえ、計画を立て、来年度当初に整備するため前倒しして実施することとした。

問 計画策定ではどのような内容を検討するのか。

答 現地調査による樹木の状況把握や分析、課題の整理を行った上で、桜の健全度評価や整備手法の検討、基本計画図の作成などを進める。

問 計画の内容については、市民へ周知するための看板設置も予定している。

答 再整備の対象となる樹木の考え方は、現在健全と判断される樹木についても、10年先を見据えると更新が必要になると考えている。そのため、健全な樹木も含めて計画の対象とし、安全性の確保と良好な公園環境の維持を図りながら再整備を進めていく。

問 現地調査による樹木の状況把握や分析、課題の整理を行った上で、桜の健全度評価や整備手法の検討、基本計画図の作成などを進める。

変更契約

賛成多数で可決

普通教室化及びエアコン設置等の変更契約

市立福岡中学校校舎A棟長寿命化予防改修工事請負変更契約

福岡中学校改修工事の変更契約については、議会で議決を経る前に工事が着手されました。委員会では論点整理のための委員間討議を行いました。変更契約については賛成多数で可決されました。なお、原因究明と再発防止策の策定、公表を求める附帯決議を行いました。

問 契約変更に至った経緯と追加工事の理由は。

答 当初は躯体の長寿命化と内部照明のLED化を計画していたが、生徒数の増加や35人学級編制への対応により、令和9年度に普通教室が3教室不足する見込みとなった。そのため、本工事で教室の改修を追加することとした。

問 契約変更に関する経緯と追加工事の含まれていなかったのか。

答 含まれていない。当初契約締結後の協議の中で、本工事で対応することと決定した。

問 議決前に工事を着手・完了させているが、地方自治法や条例に基づく手続として適切だったのか。

答 本来であれば議決を得た後に着手すべきであった。

問 市において、工事監理事務所が作成した変更設計内訳書案を、県の標準単価等に基づき精査し精算した。

問 当初設計の段階では、追加工事は含まれていなかったのか。

答 含まれていない。当初契約締結後の協議の中で、本工事で対応することと決定した。

問 議決前に工事を着手・完了させているが、地方自治法や条例に基づく手続として適切だったのか。

答 本来であれば議決を得た後に着手すべきであった。

問 議決することでの何の影響があるのか。

答 議決により手続の瑕疵が治癒され、変更契約が有効になると考えている。

問 議決することでの何の影響があるのか。

答 議決により手続の瑕疵が治癒され、変更契約が有効になると考えている。

問 議決することでの何の影響があるのか。

答 議決により手続の瑕疵が治癒され、変更契約が有効になると考えている。

問 議決することでの何の影響があるのか。

答 議決により手続の瑕疵が治癒され、変更契約が有効になると考えている。

問 議決することでの何の影響があるのか。

答 議決により手続の瑕疵が治癒され、変更契約が有効になると考えている。